# 介護保険の高額合算療養費支給に関する保存文書の誤廃棄について

青葉区保険年金課において、令和元年度に支給手続を行った介護保険の高額合算療養費に関する申請書・添付書類が、所在不明であることが判明しました。

当該書類の保存年限は5年であり、今年度いっぱい保存しておく必要がありました。 区庁舎内の鍵のかかる書庫で保管していましたが、誤って廃棄したものと考えられます。 こうした事務処理ミスを起こしたことについて、お詫び申し上げます。

なお、現時点で個人情報等の流出の被害報告はありません。

## ※ 介護保険の高額合算療養費支給とは

国民健康保険や後期高齢者医療制度等の医療保険の負担と、介護保険の負担の両方が発生し、その一年間の合計が、一定の基準額を超えた場合、その超えた分を医療保険分と介護保険分に按分して支給する制度です。

誤廃棄したと考えられる当該文書は、このうちの介護保険分の支給に関する書類です。

## 1 誤廃棄した書類

- (1) 高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書(令和元年度支給決定分)
- (2) 申請書の添付書類(相続人が申請するケース等の場合)
  - ※ 上記のほか、支出命令書、支給決定通知書発行リスト

## 2 申請書の件数

2,559件

## 3 記載された個人情報

(1) 申請書の記載個人情報

氏名、生年月日、住所、被保険者番号、個人番号、銀行口座情報

- ※ 本人以外(相続人等)が申請者となる場合や、給付の受け取りに委任者を指定する場合、その方の氏名、住所等の情報も含む。
- ※ 個人番号の記載は半数程度と推定
- (2) 添付書類の例

戸籍全部事項証明書、住民票の写し、法定相続人情報、登記事項証明書(成年後見人等)

# 4 当該文書の状況から考察する事故原因

当該文書は鍵のかかる書庫で保管され、その鍵は青葉区の中央監視室で一括管理されており、書庫へのアクセスが制限されています。また、区庁舎内を捜索しても発見できず、他の書類への紛れ込みもありませんでした。そのため他の書類を廃棄した際に保存期限前にもかかわらず、誤って廃棄したものと考えられます。

なお、文書廃棄に当たっては、専門の業者に委託して、溶解処理としております。

#### 5 支給への影響について

申請書に基づく支給は完了しており、申請者の方への影響はありません。

## 6 経過

令和6年	職員が書庫で書類を整理していたところ、令和7年度廃棄である当該文書	
4月1日(月)	一式(1年分)が所定の場所にないことに気が付く。当該文書が保管され	
	ている可能性のある場所を捜索し始める。	
4月5日(金)	保険年金課の保管場所の全て(執務室、執務室内書庫、書庫)を捜索する	
	が、発見できず。	
4月8日(月)	書庫の保険年金課以外の場所も捜索するが、発見できず。	
4月9日 (火) ~	執務室、執務室内書庫、書庫の捜索を継続。	
4月11日(木)	国の個人情報保護委員会へ報告(速報)を行う。	
4月17日(水)~	支給対象者の特定作業。再発防止策の実施。	
4月30日(火)	国の個人情報保護委員会へ報告(確報)を行う。	

# 7 再発防止策

- ・文書の保管箱に、廃棄年度ごとに色の違うテープを貼り、廃棄の時期を視覚的に明確化します。
- ・文書の保管箱を文書廃棄用の段ボール箱にまとめる際に、複数の職員で廃棄年度を確認することを改めて徹底します。
- ・この際、廃棄文書目録と対象文書を突合することで、誤廃棄と廃棄漏れを根絶します。

# 8 今後の対応

- ・支給申請者に対する「お詫び」の郵送 支給申請者に対してお詫びとご説明の手紙を郵送します(マイナンバー法 29 条の4第2項 に基づく措置)。
- 本件に関する市民の皆様からの問い合わせ先
  青葉区保険年金課(給付担当) Tel 045-978-2338 Fax 045-978-2417
  e-mail: ao-hokennenkin@city.yokohama.jp

お問合せ先				
青葉区保険年金課長	大崎 敬一	Tel 045-978-2330		